

支援センターだより  
No. 8

## 税理士業務と成年後見制度

なぜ必要?

東北税理士会成年後見支援センター

(公益活動對策部)

財産の引継ぎは、申立時に作成した財産目録を基にして行い

#### ④現金

あるので注意が必要です。

財産管理は、税理士の私たちにとっては職能を生かせる職務だと思います。又、近年、親族の後見人による財産の横領事例

東北病理士会成年後見支援センターだよりの8回目は、後見人の業務である財産管理についてです。

成年後見人等の仕事は、成年後見人の財産管理と身上監護とされて います。身上監護については支援センターだよりNo.6で説明しましたので、今回は財産管理について今月と来月の?回に渡って説明していきたいと思 います。

成年後見制度でいう財産管理制度とは、単に財産を管理するのではなく、被後見人の身上に配慮し財産を活用するという考え方です。

財産目録を作成し、財産の調査を行います。方法は、相続税

(2) 支支予定表を作成します。支支なので、発生主義ではなく現金ベースです。

③有価証券  
上場株式については証券会社に保護預かりとなっている場合が多いので残高証明の取得で足りますが、念を入れて証券管理代行会社に確認することもできます。

制度に関する届出書を提出します。

ク～財産管理を中心として～」  
より引用しております。このガイ  
ドブックは研修を受講された  
会員に配布されますので、興味  
のある会員の方は研修の受講を  
お願いします。

(3) 財産及び負債の引継ぎ  
を有する場合は、申し出を行わないとの権利を失います。

とも成年後見制度に関する届出を提出し、配当振込先（銀行の口座名が変更になるため）、書類の送付先等の変更の手続をします。

務上便利です。カードの発行が可能な金融機関もあります。

ク～財産管理を中心として～」  
より引用しております。このガ  
イドブックは研修を受講された  
会員に配布されますので、興味  
のある会員の方は研修の受講を  
お願いします。